第2回 新斎場整備推進本部会議

日 時:令和7年8月14日(木) 午後2時から

会 場:市役所本庁舎本館2階 第1特別会議室

1 議題

【新斎場】

- (1) 主な施設の規模の考え方について
- (2) アクセス道路整備について

【市営斎場】

(3) 市営斎場の火葬時間の延長等について

2 その他

令和7年8月14日(木)

第2回 新斎場整備推進本部会議

目的

令和9年3月に予定する基本計画の策定に向け、核となる事項の方向性を定める。

審議事項

新斎場の「主な施設の規模の考え方」と「アクセス道路整備」について

理由

★体施設の規模とアクセス道路には相関関係があり、互いの設計条件に影響を与えることから、基本計画の策定作業を進めるに当たり、手戻りが生じないよう予め方向性を定める必要がある。

新斎場整備のステップ

予定地「青山」における新斎場整備については、<mark>アクセス道路を整備した後に、その道路を使用して本体施設(土砂災害対策施設含む)の</mark> 整備を行うことを想定しており、最優先課題としてアクセス道路整備の方向性を決定する必要がある。

STFP 1

基本計画・事業手法

基本計画の策定・事業手法の決定

STEP 2

用地取得

アクセス道路整備及 び本体施設建設に必 要な用地の取得

STEP 3

アクセス道路整備

県道513号から新斎場までのアクセス道路整備

STEP 4

本体施設建設

新斎場の本体施設及び 土砂災害対策施設の建 設

※実際には各STEPがラップしながら事業が進む。 例: STEP1の段階で平行してアクセス道路や土砂災害対策施設の予備設計を実施。 はじめに〜地方公共団体の役割〜

火葬場の管理等を支障なく行い、将来にわたり、亡くな られた市民を受け入れる火葬予約枠を確保する。

【審議事項】

目標を達成するための新斎場の火葬炉数

目標値を達成するためには、新斎場において1日18件の 火葬予約枠を確保する必要がある。

火葬炉数:6基

本市における火葬需要

今後の火葬需要の増加に対応するためには新斎場の整備 が必須。

その他の主な施設の規模の考え方 式場、駐車場の規模

火葬需要への対応と火葬予約枠の目標値

市民が希望した日に市営斎場・新斎場で火葬ができる ことを目指す。

(市内住民死亡者数/火葬予約枠=概ね85%未満)

法令等における位置づけ

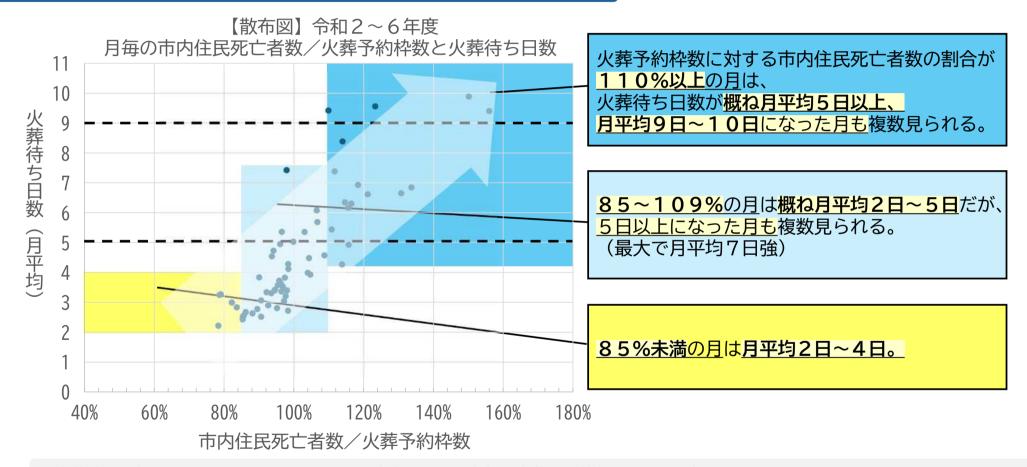
- (1)墓地、埋葬等に関する法律 第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生 その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
- (2)墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて (昭和43.4.5環衛第8058号、環境衛生課長から各都道府県、各指定都市衛生主管部局長あて通知) 従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、 ならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。
 - ⇒火葬場の管理等を支障なく行い、将来にわたり、亡くなられた市民を受け入れる火葬予約枠を確保する

短期目標、中・長期目標

【短期目標(新斎場供用開始までの間)】 市営斎場の運営を見直し、火葬予約枠の拡大を図る とともに待ち日数を縮減 【中・長期目標(新斎場整備による実現を目指す)】 市営斎場・新斎場で希望した日に火葬ができるよう、 火葬予約枠を拡充



【分析】市内住民死亡者数、火葬予約枠数、火葬待ち日数の関連性(R2~6実績から)



火葬待ち日数に影響を与え得る要因として、市内住民死亡者数と火葬予約枠数について分析。

⇒「市内住民死亡者数/火葬予約枠」(火葬予約枠に対する市内住民死亡者数の割合)を指標として、待ち日数縮減の対策を検討。

市民が希望した日に市営斎場・新斎場で火葬ができることを目指す。 (市内住民死亡者数/火葬予約枠=概ね85%未満)

目標值(市内住民死亡者数/火葬予約枠)

新斎場供用開始前…概ね110%以下を目指す(参考: 火葬待ち日数 月平均2~7日程度水準)

フェーズ1

長寿命化改修前(R7~R9)

○現状の市営斎場火葬予約枠【1日 25件】※年間 約8,300件

+1~3月の火葬時間延長 約340件 +会葬者なし枠の利用促進

約690件

フェーズ2

改修期間中(R10~12)

○現状の市営斎場火葬予約枠【1日 25件】

- ※ 年間 約8,300件
- +1~3月の火葬時間延長 約340件
- +会葬者なし枠の利用促進約690件

フェーズ3

長寿命化改修後(R13~)

○拡大後の市営斎場火葬予約枠【1日 30件】※年間 約10.000件

- +1~3月の火葬時間延長 約340件
- +会葬者なし枠の利用促進約690件

新斎場供用開始後…概ね85%未満を目指す

(参考:火葬待ち日数月平均2~4日程度水準)

フェーズ4

新斎場整備後

○新斎場の火葬予約枠

【目標:1日 18件】 (詳細は次スライド以降参照)

※年間 約6,000件

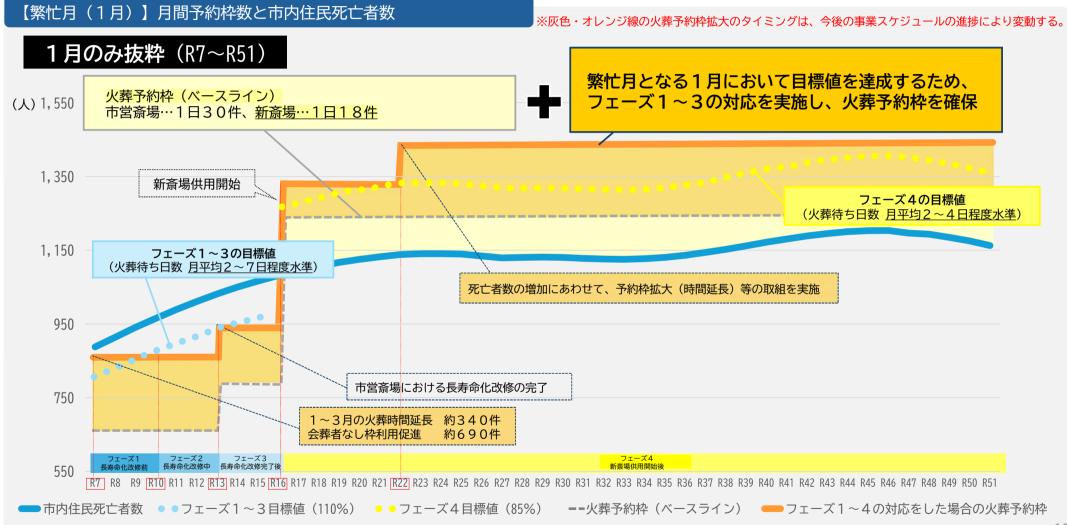
長寿命化改修後(R13~)

○拡大後の市営斎場火葬予約枠【1日 30件】※年間 約10,000件

- ・「火葬時間延長」及び「会葬者なし枠の利用促進」については 新斎場の供用開始までの間の実施を想定。
- ・新斎場の供用開始以降は、繁忙月となる1月について、 ひっ迫状況に応じてフェーズ1~3の対応を実施し、 火葬予約枠を確保することを想定。

8

年間火葬予約枠数と市内住民死亡者数 ※灰色線の火葬予約枠拡大のタイミングは、今後の事業スケジュールの進捗により変動する。 年間 (R7~R51) (人) 17,000 新斎場の供用開始 16,000 15,000 火葬予約枠(ベースライン) 市営斎場…1日30件、新斎場…1日18件 14,000 13,000 12,000 年間火葬予約枠数 約1万6,000件 11,000 10,000 9,000 市営斎場における長寿命化改修の完了 8,000 7,000 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 | R18 | R19 | R20 | R21 | R22 | R23 | R24 | R25 | R26 | R27 | R28 | R29 | R30 | R31 | R32 | R33 | R34 | R35 | R36 | R37 | R38 | R39 | R40 | R41 | R42 | R43 | R44 | R45 | R46 | R47 | R48 | R49 | R50 | R51 | R50 | R50 | R51 | R50 | R50 | R51 | R50 | R ● 市内住民死亡者数 ● 火葬予約枠(ベースライン)



火葬炉の規模

目標値を達成するためには、新斎場において1日18件の火葬予約枠を確保する必要がある。

18件 = 火葬炉6基 × 3回転

≪参考≫市営斎場の火葬炉数 火葬炉10基、胎児炉1基

新斎場における火葬炉数を6基とすることを基本とし、基本計画*の策定を進める。

※令和9年3月策定を予定。コンサル委託においてより詳細な調査検討を進める。

式場の規模

葬儀の小規模化の傾向を踏まえながら、時代に即した利便性の高い適正な規模を検討する。

《参考》

〇市内葬祭業者へのヒアリング結果

市内葬祭業者2社:会葬者30人以下が約8割(令和6年度実績)

○市営斎場の式場規模

式場2室

≪大式場:100席(154㎡)、小式場:70席(94㎡)≫

駐車場の規模

各施設の規模に応じ、必要十分な台数を確保する。

《参考》

○条例規則で規定する駐車場規模

『相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例(抜粋)』

(火葬場の構造設備基準)

第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(2) 管理事務所、待合所、便所、<u>規則で定める規模以上の駐車場</u>その他火葬場を利用する者の 便益に供するための施設を設けること。

『相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(抜粋)』

(火葬場の構造設備基準)

第11条 条例第13条第2号の規則で定める規模は、火葬炉の数に10を乗じて得た数の自動車を収容できるものとする。

○市営斎場の駐車場規模

約140台(火葬炉10基、胎児炉1基)

上記の考え方を基本とし、他に必要となる諸室等を含めて基本計画®の策定を進める。

※令和9年3月策定を予定。コンサル委託においてより詳細な調査検討を進める。1つ

1 【審議事項】アクセス道路のルートと位置付け

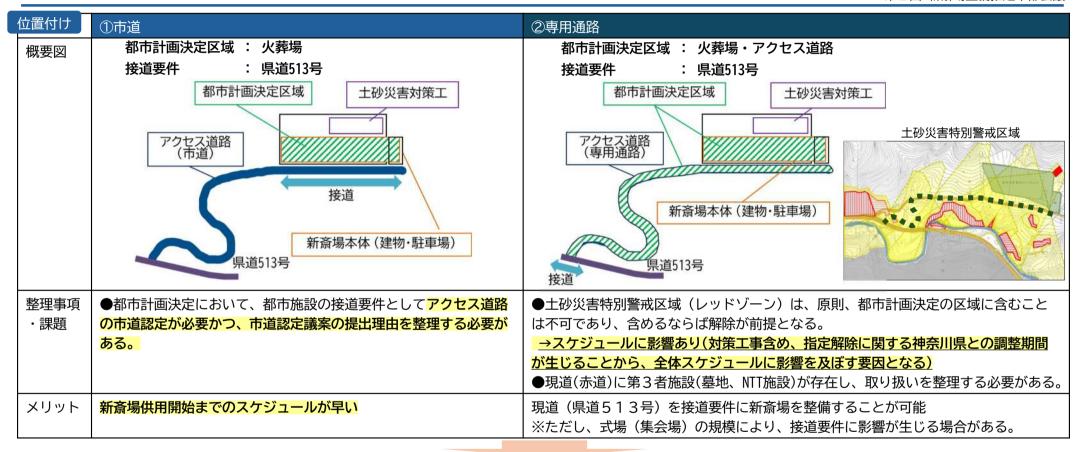
"橋梁新設不要ルート"を"市道"として整備する

つ 【審議事項】補正予算について

詳細設計を前倒し実施(12月補正)

アクセス道路のルート ---: アクセス道路 (1777)・・・・ 《回避ポイント》斜面地、沢、移設困難施設(墓、NTT施設)等 検討案 参考案 線形案 新斎場予定地「青山」 橋が不要 橋が必要 新斎場予定地「青山」 (帝京大学青山グラウンド) (帝京大学青山グラウンド)。 現道進入路 現道進入路 一級河川 串川 一級河川 串川 県道513号 鳥屋川尻 県道513号 鳥屋川尻 経済性(概算) 約9.0億 約12.8億 工期 約36ヵ月 約60ヵ月 ・ブロック積、補強土壁、道路照明、沢横断暗渠、沢の改修、 ・ブロック積、補強土壁、道路照明、沢横断暗渠、串川橋梁新設、 施工性 ()串川護岸改修、県道拡幅改良、斜面対策 県道改良、斜面対策 周辺の影響 ・交差点改良時及び、橋梁施工時に県道へ長期間影響あり ・交差点改良時に県道に影響あり 走行性 最小曲線半径 20m(曲線数3か所) 最小曲線半径 20m(曲線数2か所) \bigcirc 高低差 48m 延長L=612m 高低差 42m 延長L=597m 橋梁新設にあたり、経済性や工期、河川管理者協議を要し、施工の 曲線が多く走行性は参考案より劣るが道路構造令の基準値は 総合評価 \bigcirc 満足している。経済性、工期、施工性は優れている。 難易度は高い

経済性、工期、施工性などを総合的に評価し、橋梁を新設しないルートを選定する。14



課題・メリットを踏まえ、以下の設計条件に基づき市道として整備する。

(①計画交通量:計画交通量496台/日(想定)、②道路の区分: 第3種第5級(市町村道、山地部) ※火葬炉6基・式場150席で算出

③縦断勾配 : 最急9% ※500台未満/日、設計速度 V=20km/h 曲線半径 : 最小20m

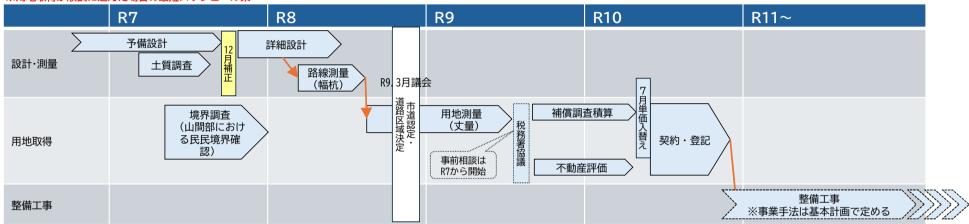
④幅員構成※第3種第5級の標準幅員:4.0m 標準部 8.5m(車道等 6.5m・歩道2.0m)

⇒上記の施設規模が計画交通量に影響する

拡幅部12.0m(車道等 10.0m・歩道2.0m)

アクセス道路整備の想定スケジュール(案)

※用地取得が順調に進んだ場合の最短スケジュール案



1日でも早い供用開始を目指しR8以降に予定していた詳細設計を前倒して実施する(12月補正)。

12月補正予算の内容

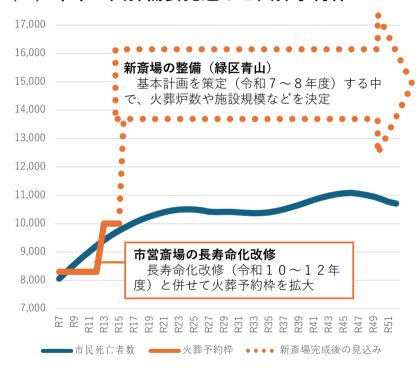
内容	事業費(概算額)	特定財源	一般財源
アクセス道路詳細設計業務委託	30,000千円	27,000千円	3,000千円

※事業費根拠・・・土木設計積算

※特定財源・・・・地方道路等整備事業債(起債率90%)

議題(3)市営斎場の火葬時間の延長について

(1) 本市の火葬需要見込みと火葬予約枠



■新斎場の整備

令和7~8年度に新斎場の基本計画を策定する中で、**新斎場のコンセプトや火葬炉数(火葬予約枠)、施設規模などを決定**するとともに、**供用開始までの具体的なスケジュールを定める**。





■市営斎場の長寿命化改修

令和10~12年度に市営斎場の長寿命化改修を行う(令和9年度は設計業務等)中で、利用者動線の見直しや収骨室の増設などを行い、現在の年間火葬予約枠(約8,300件)から約1,700枠を拡大(年間約10,000件)する。

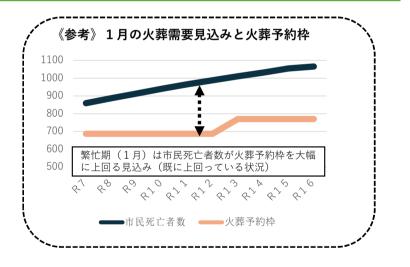
(2)市営斎場長寿命化改修前までの対策(当面の対



■フェーズ1 (長寿命化改修前) の対策

【対策1】市営斎場の火葬時間の延長《審議事項》

【対策2】 会葬者無し枠の利用促進



【対策1】**市営斎場の火葬時間の延長《審議事項》**

○延長の内容

- ・1月から3月(冬期)の火葬時間を1時間延長 9時~17時⇒9時~18時
- ・火葬予約枠を<mark>約340枠拡大/年</mark>
 - 25枠/日→29枠/日に増加(友引日は18枠/日→22枠/日)



○火葬待ち日数の長い1~3月までの火葬時間を延長

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6年度	3.5	3.3	3.3	3.4	3.8	3.7	3.4	3.8	5	9.4	9.4	7.4
5年度	3.2	3	3	2.8	3	3.4	3.4	3.9	4.7	6.7	6.1	5.4
4 年度	4.4	3.9	4.4	3.6	4.8	5.3	6.2	6.3	6.9	9.9	9.5	7.3

《1時間延長の理由》

指定管理者の人材確保や火葬炉の負担、他都市の状況、市民ニーズ等を踏まえ1時間延長とする。

○費用 約18、981千円(令和7年度)

《内訳》人件費の増加分 9,235千円 ↓●3年間の債務負担行為補正額 (指定管理経費) 火葬炉修繕費増加分 6,463千円 **37.554千円**

光熱水費増加分 2,835千円

その他の費用 448千円 [

37,554千円

※火葬炉修繕費は市負担分

○他都市の状況 さいたま市、大阪市で1時間延長を実施

※延長して設けた火葬予約枠の稼働率は、ほぼ100%となっている。

○課題 ・火葬炉の劣化の進行 ⇒ 修繕頻度を増やし対応

・斎場従事者の勤務時間の増加 ⇒ 時間外勤務や勤務シフトを変更し対応

・市民への周知(葬祭業者を想定)

○実施期間 令和7年度から令和9年度まで

○その他 ・「相模原市営斎場条例」の改正(第5条の利用時間)

・令和7年度と債務負担行為(第3期指定管理期間分)の補正予算を計上

・指定管理者との協議(協定変更)を実施

【対策2】会葬者無し枠の利用促進(指定管理者の企画提案事業として実施)

○会葬者無し枠の利用促進の概要 《背景・目的等》 【会葬者無し枠とは】

身寄りのない方など、会葬者がいない方であって、葬祭業者等が、ご遺体の搬送と焼骨の受け取りを行う枠

近年、市営斎場で会葬を行わない遺族等が増えていることから、指定管理者の企画提案事業として会葬者無し枠を設けている。今後、指定管理者との協力のもと会葬者無し枠の利用促進を図っていく。

		5年度	6年度	7年度	8年度	9 年度
会葬	者無しの件数	334	417	今後も増加が見込まれる		t do Z
	うち会葬者無し枠利用件数	88	167			£110
						• `

※ 会葬者無し枠は年間火葬予約枠には含まないが、実際の火葬件数には含んでいる。

会葬者無しの火葬で、通常の火葬予約枠を利用しているケースが 多く、会葬者無し枠の有効利用が図れていない。

- ・午後3時30分からの会葬者無し枠(1日2枠、火葬予約枠にカウントしていない枠)の利用促進
- ・年間で約690枠を利用促進

25枠/日+会葬者無し2枠/日(友引日は18枠/日+会葬者無し2枠/日)

・費用は現在の指定管理料(光熱水費を除く)の範囲内で実施

議題(3) 2 スケジュールについて《審議事項》

